

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

令和2年国勢調査による名護市の人口と生産年齢人口は、それぞれ63,554人、38,820人と、前回調査(平成27年)に比べ微増となっている。

一方で、令和3年度経済センサス活動調査における名護市の産業別の従事者一人当たりの付加価値額(労働生産性)を見ると、「農林漁業」337万円、「宿泊業、飲食サービス業」159万円、「教育、学習支援業」390万円で、全国と比較して高くなっており、強みとなる産業が見られるが、それ以外の産業においては全国平均を下回っている状況である。

また、名護市は市内に立地する民間事業所の96.8%が従業員数50人未満の中小企業者、56.3%が従業員4人以下の小規模企業者で構成されており、本市の経済・雇用、消費、税収等、市民生活全般に多大な影響を与えている。

このため、本市の産業の活性化を図るためには、強みとなる産業を育成するとともに、各産業分野での労働生産性の向上が課題となっている。

#### (2) 目標

名護市では、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者及び小規模事業者の先端設備等の導入を促進することにより、設備投資が活発な自治体の一つとなり、市内の経済が発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営の強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

名護市では第1次産業から第3次産業まで全般において労働生産性の低さに課題を有しており、市全体の産業の活性化を図るためには、これらすべての産業で労働生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項で規定する先端設備等の全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

名護市では名護湾地区に土石製造業等の第2次産業、卸売業・小売業等の第3次産業の企業者が多く集積しているほか、東海岸地区には経済金融活性化特区があり、金融・情報関連企業等が立地しており、市内全域にわたって中小企業者が存在している。

また、第1次産業においても市内全域で農業を中心に多岐にわたっていることから、本計画の対象地域を市内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

名護市の産業は、第3次産業を中心に第2次産業、第1次産業と多岐にわたり、多様な業種が市の経済・雇用を支えていることから、本計画の対象を全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上向上すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日（令和7年7月24日）から2年間（令和9年7月23日）とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は、3年間、4年間、5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

・中小企業者が本計画に基づき先端設備等を導入する場合は、雇用の安定に十分配慮することとし、人員削減を目的とした先端設備等導入計画の認定は対象としないこととする。

・本計画に基づく先端設備等の導入に当たっては、地域住民などの市民の安全や健全な地域経済の発展に配慮することとする。公序良俗に反する取組や、反社会勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。また、認定後に公序良俗に反する取組や反社会勢力との関係が認められた場合については認定を取り消す場合がある。

・本計画に基づき先端設備等の導入を行う中小企業者は、名護市に対する税金その他債務の滞納が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

また、認定後に滞納の事実が認められた場合は認定を取り消す場合がある。

#### (備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。